

30歳代の国民健康保険健康診査 受診券交付申請について

30歳代の国民健康保険健康診査とは…

若い世代から健康診査を受けることにより自分の健康に対する意識を高め、また生活習慣を改善することにより自覚症状がなく進行する生活習慣病を予防するために行う健康診査です。

30歳代の国民健康保険健康診査の対象者

今年度30歳から39歳になる長野市国民健康保険の被保険者で、健康診査の受診を希望する人

※ 下段の除外対象者に該当する人は、この健康診査対象者から除かれます。

健診の内容

- ・問診 ・身体計測 ・診察 ・血圧測定 ・尿検査 ・血液検査
- ・前年の健診の結果により、血糖、脂質、血圧、肥満のすべてにおいて判断基準に該当した人で医師が必要と認めた場合は、心電図検査、眼底検査

健診実施期間

平成29年6月1日から9月30日まで

※ 健診の受診方法などの詳細はこちらをご覧ください。

各種検診のご案内（5月広報配布）

長野市ホームページ（「長野市30代健診」で検索）

（長野市ホームページURL <http://www.city.nagano.nagano.jp>）

- **30歳代の国民健康保険健康診査を希望される人は、裏面の受診券交付申請書で申請してください。**
国民健康保険課、各支所窓口で直接申請書を提出するか国民健康保険課へ郵送してください。又、長野市ホームページからweb申請も可能です。）後日、受診券を郵送します。
- **今年度中に就職、社会保険加入、転出などの予定のある人は、ご注意ください。**

会社等に勤務することにより社会保険等に参加した場合、又は家族が加入する社会保険等の扶養家族となった場合、若しくは市外に転出した場合などは、社会保険加入や転出の翌日に長野市国保の資格を喪失します。

健康診査当日に長野市国保の資格喪失されている人は、この健康診査は受診できません。資格喪失後に受診したことが後日判明した場合には、健診料金の全額（自己負担額を除く）を返納していただくこととなります。

除外対象者（長野市国保特定健診に準ずる）

- 1 妊産婦
- 2 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている人
- 3 病院又は診療所に6月以上継続して入院している人
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第3号までに規定する施設に入所又は入居している人
- 5 今年度35歳以上の人間ドック・脳ドックの助成を受けている人、または年度内に受診の予定がある人
- 6 年度途中の加入者で、今年度中に社会保険に参加することが決まっている人、または市外に転出することが決まっている人

<参考>【高齢者の医療の確保に関する法律】第55条第1項第2号から第3号

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
⇒ 障害者支援施設（例：長野県立総合リハビリテーションセンター、しいのみ療護園）
重症心身障害児施設（例：東長野病院）

- 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

《お問合せ》 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市 国民健康保険課 健診担当 026-224-7241